

電子マニフェストの明日を語る

JWセンターでは、電子マニフェストシステムの利便性向上を図りつつ普及促進を着実に進めるとともに、平成30年を「電子マニフェストデータ利活用元年」と位置づけ、収集される膨大なデータの有効な利活用方法を検討しています。

業界別に排出企業と受託先処理業者担当者に出席いただき、今後の普及促進や電子マニフェスト情報の利活用等をテーマに、連続して座談会を開催いたします。

今回は、製造業と受託先処理業者の担当者様にお集まりいただきました。

その模様を紹介いたします。(平成30年8月3日開催)



鈴木 淳一

(株)日立製作所
サステナビリティ
推進本部
環境部 部長代理



奈良 恒雄

住友化学(株)
レスポンシブルケア部
環境・安全(兼)
気候変動対応
主席部長



松田 宇史

井村屋(株)
生産技術部
技術・IE チーム
チーム長



阿南 潤二郎

JFE 環境(株)
営業本部
営業総括部
営業管理室
マニフェストチーム主査



石山 和城

三重中央開発(株)
営業部
担当部長

JWセンター 関 理事長、中川 情報サービス部長、鶴島 情報サービス部企画室長

事務局：本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。座談会『電子マニフェストの明日を語る』を開催します。開催にあたりまして、JWセンター理事長の関より、ごあいさつを申し上げます。

関理事長：暑い中、ご参加いただきありがとうございます。また、日頃より電子マニフェストをご利用いただきまして、感謝申し上げます。



関理事長

JWセンターは、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づき電子マニフェストを担当する情報処理センターに指定されて、今年の7月1日で20年経過しました。この間、

電子マニフェストの普及は紆余曲折ありました。最初の10年ほどはなかなか普及が進みませんでした。後半の10年で普及が加速しました。昨年9月にはマニフェストの電子化率が念願の50%を超え、その後も順調に推移し、今年の7月末までの1年間で55%に達しました。6月には、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されましたが、その中には2022年度の電子化率を70%にするという新たな目標が盛り込まれています。また、電子マニフェストデータを循環型社会形成のために活用していくことも打ち出されています。

JWセンターは、この新たな目標の達成に向けて電子マニフェストの一層の普及に努めてまいります。併せて、膨大なマニフェストデータを排出事業者、処理業者、自治体、国等

のそれぞれの主体に利活用いただくための方策について検討を進めているところです。その一環として、先日、この分野で取り組みの進んでいる韓国に調査団を派遣したところです。

本日は、製造業の方と処理業の方にお集まりいただきました。電子マニフェストが今後どうあるべきか、さらなる普及とそのデータをどのように活用していくのかなどについて、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

<事務局：電子マニフェストの利用状況について説明(略)>

鶴島：それでは、座談会に入ります。当座談会は業界別に開催しており、今回は5月末に建設業・処理業者の方に集まっていたいただき、ご意見を伺いました（「2018.7 発行 夏号に掲載」）。今回は製造業、処理業の皆さまにお集まりいただき、製造業独特の視点でのお話をお伺いしながら、進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はテーマを3つ用意しています。一つ目が各社の電子マニフェスト導入の効果、課題等、二つ目は、電子マニフェスト情報の利活用状況等、三つ目は、今後の展望と電子マニフェストに対する要望等となります。それでは、一つ目の各社の電子マニフェスト導入の効果、課題等につきまして、鈴木様、お願いします。

テーマ1 電子マニフェスト導入の効果、課題

～自社システムと Web 版の併用利用で 事務処理が軽減～



鈴木氏：当社は、2008 年度に電子マニフェスト導入率 90%以上という環境行動計画の目標を掲げて、EDI 方式のシステムを自社で開発しました。電子マニフェスト導入を行動計画の目標に定めた理由は、コンプライア

ンスレベルの向上と事務効率の改善が期待できることです。紙マニフェストでは、グループ全体で何件交付されているか

という管理が難しく、またマニフェストを 5 年間保存することが事務処理として大変でした。電子マニフェストを導入することで、そういったことが軽減されると考え目標を定めました。しかし当社で開発した EDI システムは、許可情報や契約情報を入れることを必須としたために、基本情報をインプットするところで非常に苦勞し、当初は思うようには導入が進みませんでした。ただ、ひとたび導入が進むと、利便性が認知され利用率も上がっていったという経緯があります。

社内普及率は、2015 年の時点で 95%を超えました。工場だけではなく、営業所やサービス拠点、現地工事などを含めて電子マニフェストを利用しています。2017 年度の時点での当社の JWNET の加入者数は 155 社、排出事業場が約 1,200 カ所、電子マニフェストは年間約 6 万件登録しています。

運用方法は、自社で開発した EDI 方式のシステムと JWNET の Web 版を併用しており、どちらを使うかは事業所の判断によります。利用率は当社のシステムが 4 割で、JWNET の Web 版が 6 割です。Web 版のほうが許可や契約情報の入力が必要ではない点で使い勝手が良かったのかもしれませんが、なお、どちらのシステムを利用しても、すべての登録データは、当社のシステムで集計や帳票の編集ができるようにしています。

運用の課題としては、電子契約については、ぜひ電子マニフェストに連動させたいと思っておりますが、まだ構想段階で実行に至っていないという状況です。

～いかにして安全、安心、 そして適切な処理を担保していくか～



奈良氏：私どもの排出事業場は 8 工場あり、廃棄物の発生量は年間、約 15 万 t です。中身は、汚泥、廃油、廃アルカリがメインです。全ての工場で自前の廃棄物焼却炉を有していて、一部の工場では、産廃や特管産廃

の処分業も取得するなどして、近隣の会社、弊社の各工場のグループ会社の廃棄物処分も併せて実施しています。外部に委託する廃棄物の総量は発生量の大体 30%、約 5 万 t に

なります。この5万tの産業廃棄物に対して、工場部門では現在マニフェストの電子化率はほぼ100%です。マニフェストの作成、交付、総枚数は、全8工場合計で年間、約2万枚です。工場の規模に差がありますが、単純に8工場で平均しますと1工場当たり年間2,500枚程度で、月200枚程度。毎日マニフェストを作成、交付しているということになります。

マニフェスト電子化導入のきっかけは、国が2008年に電子化普及率30%の目標を掲げていたことが契機となりました。国が一步踏み出したのだから、われわれもやれるところから電子化をしようという導入を図ったのが端緒となりました。電子化の取り組みを始めたものの、しばらくは70%ぐらいの電子化率でした。これは業者の事情等で、普及率が伸びなかったということです。ただ、その後は手軽なスマートフォンの普及も後押しして、現在はほぼ100%の電子化率です。ひとたび現場サイドで電子化に移行してしまいますと、便利性、手軽さに慣れてしまい、もう紙マニフェストには戻れないというのが現場担当者の正直な意見です。

それから、ASP (Application Service Provider: ネットワーク経由によってアプリケーションソフト等のサービス(機能・環境)を提供する事業者) 事業者の活用についてです。大阪工場では、2014年頃からASP事業者が提供するEDIシステムの利用を開始しました。試行という形で、廃棄物管理業務全般の効率化やコンプライアンスの徹底することを目的に、取り組みを開始しました。いろいろ成果は出ていますが、現在まだ他の工場にまで普及していません。そろそろ試行評価も完全に終えて、横展開の時期かと考えております。

最後に現状の運用の課題です。一番、気にかけているのは工場の電子化率がほぼ100%に達したとはいっても、受託した処理業者が不適正処理をしようと思えば虚偽の報告は行えてしまいます。われわれ排出事業者も不正を見抜くのは難しいという実態があります。外部委託の産業廃棄物について、いかにして安全、安心、そして適切な処理を担保していくかは、永遠の課題かと思えます。

鶴島: ありがとうございます。大変、重要な示唆をいただいたと思います。マニフェストは不適正処理をできるだけ防止し

ようという制度ではありますが、悪い意図をもって使ってしまう、偽造や虚偽の報告もできてしまうという点があります。ただ、電子情報であれば、その利点を生かし、他の情報と結び付けたり、例えば現地を監視するようなWEBカメラとリンクさせるなど、IoTの進展に伴って、できるが増えるかもしれません。それでは、続きまして、松田様、お願いします

～一部の紙マニフェスト運用を早急に電子化へ～



松田氏: 弊社は三重県の津市という所に本社があります。あずきを使ったアイスクリームや冬場の肉まん、あんまん、カステラ、羊羹といったものを作っている食品メーカーです。食品メーカーですので、日々、食品の残

さや廃水処理に伴う汚泥が廃棄物として発生しています。年間の廃棄物の量としては約6,000tかと思えます。これらの処理は、本日もいらっしやっている三重中央開発さんをお願いしているという現状です。

電子マニフェストを2007年8月から導入し、今年で11年目になります。きっかけとしては、三重県や三重中央開発さんからの紹介です。

普及率ということでは、津の工場、岐阜の工場、三重県松阪の工場があり、ほぼ電子マニフェストを採用しています。ただ一部の処理業者の方がまだ電子マニフェストに対応されていないため、そちらは紙のマニフェストで運用しております。

現状の運用方法としては、JWNETのWeb版を活用してマニフェストを登録しています。年間で約1,000件。日々、食品残さの廃棄物のマニフェストを登録しているということになります。廃棄物の処理を担当しています環境チームのメンバー、1人か2人がパソコンで入力して、運用しているというのが現状です。課題としては、一部で運用している紙マニフェストを早急に電子化していけたらと考えております。

鶴島: ありがとうございます。お取引先の三重中央開発様と協力して進めていただいたことで、良い形になっているのではないかと思うところです。

それでは続きまして、阿南様、お願いします。

～5工場での展開が完了。

排出事業者の複数の EDI システムへの対応～



阿南氏：弊社では、電子マニフェストが始まった平成 10 年 12 月に電子マニフェストを導入しています。当時の担当者が退職しているため詳細は不明ですが、排出事業者の方からの要請により、導入したものと思われます。

電子マニフェストの状況ですが、私が所属するマニフェストチームで扱っているマニフェストは、鶴見・川崎地区の 5 工場、そして首都圏をベースにした収集運搬のマニフェストがベースで年間約 18.5 万件になります。

電子マニフェスト比率は、受入ベースで 40%強、出荷ベースで 98%程度が電子マニフェスト化されているという状況です。

電子マニフェストの運用方法ですが、約 2 年前からマニフェスト管理において EDI システムを導入しました。ASP 事業者が提供されているパッケージソフトをカスタマイズして運用しています。1 工場でテストケースとして運用を開始し、本年度から 5 工場、そして首都圏の運搬への切り替えを完了している状況です。ようやく 5 工場での展開が完了したばかりですので、担当者への教育が課題になっています。

他の方のお話にも、EDI システムが増加傾向にあるといった話があったかと思います。当社では約 20 件の EDI システムに対応していますが、システムごとに管理方法が変わっていて、GPS を添付しないといけないシステムや荷積み前・荷積み後、工場に着いての荷下ろし前・荷下ろし後、さらに処分をするところまで写真を撮って、運搬終了報告や処分終了報告のデータに添付をするというシステムもあります。要望としては、数多くある EDI の良いところをとって JWNET に反映する形で対応いただけると処理業者としては非常にありがたいと思っています。

最後にもう 1 点、弊社の電子マニフェストでの受入比率が 40%強と先ほどお伝えしました。弊社が受入れている廃棄物は運搬業者さんの搬入が 7 割以上を占めています。全国的にも運搬業者さんの加入比率が上がっていないことも、

この比率が上がらないと弊社の電子比率も同様に上がらないという課題があります。弊社も省力化が望めるので電子比率は上がってほしいというのが希望としてあります。

鶴島：貴重なお話をありがとうございます。最後に課題として挙げていただいた、運搬業者さんの加入率が低い点については、私どもも課題だと認識しています。運搬業者さんが電子マニフェストを行わない原因をどのように考えていますか。

阿南氏：運搬業者さんは、家族などで仕事をされている所が多く、平均年齢も高いなどの事情があります。そういったことから、今までの運用方法を変えようとする、抵抗感はかなりありますし、運搬業者さんにそこまでするメリットが少ないということがあります。加入を向上させる一例として、電子マニフェスト化すれば運搬実績の報告など、様々な報告が免除されるような仕組みがあると良いと思います。排出事業者さんにしても、産業廃棄物管理票交付等状況報告しか免除されていない状況ですので、例えば多量排出事業者の報告書など、電子化するとこれらが免除されとなれば、加入される事業者さんはかなり多くなるのではないかと思います。

鶴島：ありがとうございます。とても重要な示唆をいただきました。まさに運搬実績の報告については、電子マニフェスト分はまとめてフォーマットに落とせるようになっていますが、それも運搬業者が自ら報告はしないとイケないというのが、現在のスキームです。運搬実績報告や処分実績報告は法律上の制度ではありませんが、それを自治体に自動的に報告することを認めていただければ処理業者さんのメリットも出てきます。ありがとうございます。それでは、石山様、お願いします。

～社内システムと同期させて事務処理を効率化。

マニフェスト票返送費用が削減～



石山氏：私どもでは、1998 年から電子マニフェストを導入しています。導入のきっかけは、特にありません。ないというのは変な話ですが、排出事業者の方が求められる可能性があるということであれば、われわれ処

理業者はサービス業ですから、当然のごとく加入をしていくということになります。現状としても電子と紙が混在することについては、それなりにひと手間、ふた手間かかってしまいます。また、いろいろな ASP 事業者が提供するサービスにも入っていますので、各システムに応じた形で管理していくというのは、さらに手間がかかると考えています。

お客さまと取引をしている中で、排出事業者から毎日 700 から 800 件のマニフェストをいただいている、そのうちの約 60%は既に電子化されています。電子にして、管理報告などもわれわれの社内システムと同期させて、自動化するなどして結構、手間を省くことができています。

電子マニフェストを使っていて良いところは、一つは紙のように紛失する心配がなくなることです。これは、私どもにとって実は大きいメリットになっています。また、紙マニフェストをお客さまに返送する際に、特定記録郵便を使って追跡できるようにしていますので、1 カ月に何十万という郵送費用がかかります。これが電子化されると削減できるため、それだけでも大きな効果があります。

前回の座談会（夏号掲載）の中でも話にありましたが、一番の課題は 3 日後に完了報告をするというところです。特にわれわれは運搬、処分と両方、行っていますが、排出事業者の方の中には、廃棄物引き渡し後、予約登録状態の電子マニフェストを本登録されないというケースがあります。それ以外に企業独自の休業日や担当されている方の勤務シフトもあります。3 日目でわれわれも運搬完了報告をしなければならぬのに、まだ予約登録状態でお客さまをずっと追いかけていって、何とか登録してくださいとお願いすることがあり、大きな課題で、労力がかかっているところではないかと思っています。

鶴島：ありがとうございます。予約登録が廃棄物排出後に本登録されないまま時間が過ぎてしまうということは、実務的に非常に問題になるところかと思っています。また、阿南様と石山様と共通のお悩みとして、排出事業者はいろいろな ASP を利用することで利便性が向上する反面、いろいろな ASP に対応せざるを得ない処分業者さんは大変だという課題が浮き彫りになりました。

二つ目のテーマは、電子マニフェスト情報の利活用の状況等についてです。現在、行政報告にこのように活用している、あるいは、活用したいのにまだできていないというお話でも結構です。鈴木様、お願いします。

テーマ2 電子マニフェスト情報の利活用の状況

～短時間で過去の取引などを把握することが可能～

鈴木氏：紙マニフェストの交付等状況報告や多量排出事業者の報告は、都道府県ごとに様式が異なることがシステム化の障害でした。当社のシステムは、紙マニフェストの登録と標準様式の交付等状況報告作成に対応していますが、紙マニフェストの交付数が少ないので、現状はシステムを利用しない場合でもそれほど手間はかかっていません。

社内での廃棄物情報の活用ということでは、廃棄物の移動距離、いわゆるトンキロの計算やスコープ 3 の計算は別のシステムで実施しており、電子マニフェストに連動していなくとも特段は困っていない状況です。

業務上では、例えば不適正な処理をした処理業者の情報等を入手した時に、電子マニフェストであれば過去 5 年に遡って検索できるため、短時間で過去の取引などもわかり、ピンポイントで排出事業場に注意喚起できるため非常に効率的です。

経営面では、運搬や処分の料金が登録できて、費用の増減を管理できると便利だと思っています。そういう要望も社内的にはありますが、コスト情報の管理はまだ対応できていません。

鶴島：ありがとうございます。コストが入っていると、かなりデータとして有用になってくるということかと思います。

それでは、奈良様、お願いします。

～データを幅広く利用するために、
ASP が提供するシステムの活用をしていきたい～

奈良氏：産業廃棄物の処理計画書、実施状況報告書の対応に絞って、お話をします。会社としては、一部の工場では ASP 事業者が提供する EDI システムを採用していますが、現状、システムによる報告書の自動作成には至らず、すべての工場で力技で報告書を作っています。計画書、報告書の

作成に要する届け出コストは思った以上に大きいため、入力された実績データをそのまま出力すれば済むようなところは、今後は ASP 事業者が提供するシステムの活用で積極的にカバーしていきたいと考えています。

一方で、電子化の問題とは直接的なリンクはありませんが、届け出対応での別な視点で課題として考えているのが、行政報告しているいろいろな目標値が社内の管理指標、KPI（重要業績評価指標）といった点で活用されていないことがあります。具体的に申しますと、例えば優良認定業者や認定熱回収業者への処理委託料といった項目の目標値と実績値の扱いが、単にわれわれの、行政への報告目的での作業で終わってしまっていて、そのデータが社内の管理に全く生かされていないという点です。

われわれは排出事業者ですので、処分業者の現地確認に関する有益情報として活用しているということで申し上げますと、ASP が提供してくれるいろいろなシステムには、契約書や許可証などの期間切れのリスクに対するアラーム管理機能があります。アラーム管理や業者の各種情報というのは、現地確認の対応に随分、役立っています。ただ、現地確認についても、遠く離れた 2 つの排出事業場が同一の処分場に処分を委託した場合、処分場の現地確認情報を共有してもよいか、など整理すべき課題もあります。

鶴島：ありがとうございます。データとして、行政報告に使ったものを社内で KPI に連動させていくといったところは、非常に重要なお話だと思います。また、現地確認については、受け入れる側、処分業者さん、排出事業者さんにとって、かなり課題があると思います。これも後ほど、ご意見があれば伺っていききたいと思います。

それでは、松田様、お願いします。



～ISO14000、CSR レポートの資料作成に役立てている～

松田氏：行政報告における活用について、弊社ではもともと自社でシステムというものは特になかったのですが、紙のマニフェストを全部整理し、報告書を作るのに非常に手間や時間がかかったと聞いています。電子マニフェストにすることによって、それが圧倒的に早くなりました。

廃棄物情報の活用という点では、日々、廃棄物の種類や量が簡単に分かるというところから、集計しやすくなりました。弊社は ISO14000 を取得、運用しており、環境委員会という組織があります。その中でも環境について、いろいろと討議を行う際の資料作成に役立てています。また、1年に1回 CSR レポートを公表していますが、その中に環境の項目があり、廃棄物の量などを書くのにも役立てています。

電子マニフェストの使い方というより、廃棄物をいかに削減していくかというのが、弊社にとっては大きな課題になっています。電子マニフェストになったことでデータの活用がしやすくなっているという部分がありますので、そのデータをいかに分析し、廃棄物の削減にどうつなげていくかというのが課題の一つだと感じています。

鶴島：ありがとうございます。電子化の効果として、簡単に検索できて、紛失もなく、データとして取り出しやすいということがあります。ISO の環境委員会や CSR レポートなどにご利用いただいているということは、未加入の事業者の参考になるものと思います。また、これから廃棄物の削減にいかデータを使っていけるかという点は、われわれも非常に興味があるところですので、一緒に課題を追求させていただければと思います。

それでは、阿南様、お願いします。

～利活用には品目登録の一貫性を担保できる仕組みが必要～

阿南氏：電子マニフェストのデータについては、あまり活用できていないのかもしれませんが。省力化にはもちろんつながっていますが、データの活用という視点で例を出してお話すると、乾電池のような不可分一体の廃棄物の場合、各排出事業者さんがどのような廃棄物の品目でマニフェス

トを交付されているのかということです。例えば、廃棄物の種類コードが「廃電池類」という大分類で登録されるケースもありますし、「乾電池」という種類自体もあります。金属くず、汚泥、複合材などで登録されている例もあり、一貫性が保たれていない、ということがあります。また品目が分かりにくいために排出事業者での品目の誤登録が生じると処理業者に余計な労力がかかる点も問題であり、処理業者側で、許可品目でフィルターをかけるような仕組みが必要ではないでしょうか。

電子契約については、弊社にも電子契約の話が数社からありましたが、現在対応している電子契約は2つのASP事業者の仕組みしか対応していません。それ以外については、業務が煩雑になることからお断りしているという現状です。ただし、JWNETを通して電子契約からマニフェスト交付まで1本化してつなげられるようになると、契約許可、マニフェストの整合性がJWNETだけでとれるような形にできると思います。

鶴島：ありがとうございます。これもまた、非常に重要な示唆をいただきました。確かに品目のコードは、処理業者さん側から見ると、この物品はこれではないといったことが往々にしてあると伺っています。品目については、整理をして、処理業者側で提案したほうが、もしかすると排出事業者さんも把握しやすいのではないかと思いますところ。

また、最後にご指摘いただきましたように、電子契約もいろいろな課題がございます。JWセンターでどういったことができるのか、国のほうでどういった動きをするのかを見極めながら検討を進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

それでは、石山様、お願いします。

～トレーサビリティの強化に向けて 写真データなどとリンクした管理へ～

石山氏：電子マニフェストを使って、廃棄物のトレーサビリティをもう少し管理ができればいいのではないかとのご要望があります。

よくお客さまに言われるのが、その廃棄物だけではなく、全体に受けた処理会社はどれぐらい廃棄物を今ストックして

いるのか、どれぐらい処理が進んでいるのか、全体を見ることのできる形を電子マニフェストのデータと連動して管理ができないかということです。例えば写真管理をするようなシステムがASPのサービスとして出てきています。ダイコー事件以降、廃棄物はきちんと処理されていることを確認していけるような仕組み、サービスを世間も求めているというのは事実です。われわれ自身も、廃棄物のトレーサビリティシステムを持っていますが、なかなか電子マニフェストとリンクさせることが難しいので、今は別システムのシステムで写真管理を行っています。これらが電子マニフェストと上手にリンクさせていくことが望まれているのではないかと思います。



鶴島：ありがとうございます。まさに排出事業者さまから、トレーサビリティや処理方法のコードの話といった中で、いろいろなお要望があります。IoTの技術は進んできておりますので、将来的にはいろいろなことが労力をかけずにできるようになってくればいいと私も思っています。

それでは、最後は意見交換という形にさせていただきたいと思いますが、例えば電子契約の取り組み度合いといったところはいかがでしょうか。

テーマ3 今後の展望と電子マニフェストに対する要望

～より簡単で、安心して処理を委託できる仕組みへ～

鈴木氏：電子契約については、是非JWNETで、契約ができるような仕組みを考えていただくことを希望しています。画像データや署名、押印の話だけではなく、廃掃法の法定記載事項がきちんとマニフェストでチェックできるような仕組みに対応していただければと思っています。

石山氏：電子契約については、われわれも結構、良いと思っています。許可証を更新するたびに、お客さまに許可証を発行していきますが、その数はかなり膨大になります。電子

上で契約をすることで、何かそこにうまく貼り付けて、瞬時に対応できるというのは、お客さまにとってもメリットが出てくるのではないかと思います。許可情報とリンクされてできればいいと思います。

阿南氏：約款など、最新の許可情報をホームページに掲載することで、全ての排出事業者さんに通知をしたと見なせるような仕組みを導入されている業者さんがいます。あれは、うちもとても興味を持っています。許可情報はかなりの頻度で変更がありますし、それらを全ての取引先へ通知する事は非常に難しいのが実情です。JWNETは、許可情報を登録する機能自体は持たれていますか。画像データなどを貼り付けて、誰でも見られるような機能を付けるなどしていただくと、大きくサービスの質が上がるのではないかと思います。

鶴島：許可情報の公開については課題になっているところで、課題になっているというのは、この業界全体として許可の情報を、排出事業者側としてはいかに確認していくか、処理業者側としてはいかに公開していくかということです。全国、今、122の自治体が許可を出されていて、それが別々のシステムで動いています。環境省の産業廃棄物処理業者情報検索システムに情報がありますが、リアルタイムの更新になっておらず、さらに品目の情報が入っていません。そうすると、情報開示としても不十分だし、排出事業者もそれを見て判断するのも厳しいと思います。

一方で、「さんばいくん（産業廃棄物処理業者検索サイト）」の情報もありますが、処理業者自ら情報を更新していくことになるため、排出事業者側からすると、それだけを頼りに契約していいのかという判断がつかないというところがあると思います。業界としては、まず、許可情報の一元化という課題があるかと思います。その情報と電子マニフェストが一緒になるということが、恐らく皆さまにとって一番、有用だと感じるところです。課題として、われわれも取り組んでいければと思います。

奈良氏：お聞きした中で、2点気付いたことがあります。一つは、「さんばいくん」の活用についてです。われわれは、「さんばいくん」の中に入っている業者データで、なるべくこれまで一度も問題を起こさず、かつ優良認定を取られていて、ホー

ムページについても定期的に更新されている会社であれば、安心して処分を依頼できるものと思っています。しかしながら、問題を起こした場合の行政処分等については、同じ問題を起こしていても自治体の判断で処分内容が異なることがあり、「さんばいくん」の登録データをすべて信用して利用するのはどうなのかと。電子化の前に、少なくとも国や自治体には判断基準の標準化をきちんと行ってもらいたいと思います。そうすれば排出事業者は処分業者を安心して選べるようになります。

もう一つは、特にわれわれは化学産業ということで、例えば火災爆発の危険性、有害性の両リスクを抱えるいろいろな廃油を扱っています。WDS（廃棄物データシート）の情報をきちんと処分業者に周知できていないゆえに、現場で事故を起こさないまでも、トラブルにつながっていることも多いのではと思います。

提案として、契約の電子化に加えて、マニフェストとWDSがセットで移動することを考えていただければと思います。いうまでもなく排出事業者が処分委託した廃棄物で事故を起こしてもらいたくないので、電子化したWDSと電子マニフェストがセットで一緒に動くということになれば、別の意味で電子マニフェストの活用度も上がるし、事故も防げるメリットもあるのではないかと思います。

石山氏：それはいいお話だと思います。マニフェストを電子化していく中で、WDSのデータをリンクするような形での電子情報は使えると思います。

～マニフェスト情報の展開 電子マニフェストの新たな役割～

関理事長：マニフェストは不法投棄や不適正処理を防止する施策の一環として導入されました。その役割は今でも変わりませんが、循環型社会形成に資するためのデータとして活用することや、取引での信頼性や安心安全を確保するという新たな役割を考えると、マニフェストの登録項目の見直しも必要になるかもしれません。この点はいかがでしょうか。

奈良氏：項目を見直すという観点では、これは排出事業者であっても必ずしも皆さま共通ではないかもしれませんが、例えばPRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）で指

定されている対象物質に限って、化学物質名と含有量をマニフェストの項目に付け加えて、かつ電子マニフェストで運用すれば、移動量はダイレクトに国が把握できることになり、PRTR 制度における移動量の届け出は不要になることが見込めます。廃掃法と PRTR 制度を連動させることで、新たなメリットが生まれるように思います。

もう一つ、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）の届け出の項目になっている廃棄物焼却時の CO2 データも、マニフェストの記載項目の充実（焼却や熱回収有無の記載）を図ることで、マニフェスト情報から吸い上げることが可能かと思えます。これにより、処分業者の温対法の届け出内容もある程度簡素化できることが見込まれます。廃掃法の枠にとどまらず、温対法、PRTR 制度にまで、ほんの少しマニフェストの記載項目の見直しをするだけで、事業者の届け出コストの軽減となり、大きなメリットが見込めます。



鈴木氏：電子化によって、書式が統一できたというメリットは大きいと思います。当社は、当社が排出した廃棄物の再資源化率や埋め立て率を計算するために、都道府県等が公表している処分業者の処理状況報告や処分会社のホームページのマテリアルフロー図などの情報を参考にしていますが、書式が揃っていないので、データとして利用することがとても大変です。

現状は、各社さん、あるいは自治体でいろいろなシステムを運用していると思いますが、5年、10年経つと、システム更新が必要だと思います。今はすぐには移行できないでしょうが、柱になるシステムがあれば、順次統合されていくのではないのでしょうか。今、紙で行っているもの、あるいは自治体ごとに違う書式などをどこかに集約できるようなものを今から準備するとして、その柱になるのが電子マニフェストシ

テムではないかと思えます。

鶴島：ありがとうございます。私ども JW センターも、電子マニフェストを電子化の大きな一つの柱にするように、これから頑張っていかなければいけないということが、きょう、よく分かったところです。

中川：各社さまの活用事例や要望をいろいろ聞かせていただきまして、本日は本当に貴重なお話を聞くことができたと思います。いただいた意見を踏まえまして、電子マニフェストの情報の利活用につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日はご参加いただき、誠にありがとうございました。

一同：ありがとうございました。